

号

午後八時四十八分開議

委員長 中山利生君

理事 工藤 巖君	理事 染谷 誠君
理事 宮下 創平君	理事 安田 貴六君
理事 石田幸四郎君	理事 青山 丘君

本日の會議に付した案件
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

○中山委員長　これより会議を開きます。

ただいま日本社会党・護憲共同、日本共産党の委員の出席がありません。ただいま委員長から事務局に命じ、出席方を要請いたさせますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。——日本社会党・護憲共同、日本共産党に対して出席を要請いたしました、いまだに出席ありませんので、やむを得ず議事を進めます。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石田幸四郎君。

○石田(幸)委員　ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、若干の質疑をいたしたいと存じます。

ちよつとかぜを引いておりますので聞きにくい点があるかもしれませんが、御容赦をいただきましたと思います。

今回、地方交付税等の減額についての提案を政府がなされておるわけですが、このこと

地方自治体にとつてその行政の運営上、莫大の支障を来すわけでありませう。ここ数年のそう

度、五十八年度、五十九年度と、少なくとも中期

展望に立つたときに、大変地方の財政が厳しい状態が続くのではないか、このように思わざるを得

そういうような厳しい財政状況の中で、やはり地方の自治あるいは住民生活環境等を整備してい

ただ金がない金がないだけでは、住民生活の発展は期待できないわけでございますので、やはり重点的にやるか、あるいはまたどんな面に新しい芽を出して今後の地方行政をリードしていこうとするのか、まず基本的な考え方を大臣より承りたいと思います。

○山本國務大臣　今回の地方に対する財源不足を来したのは、大変遺憾なことでございますが、これは御承知のように、地方税そのものの減収といふ、それから国税三税による地方交付税の減額という、二つの大きな理由のためにこういうことになったわけでございます。ただいまのお尋ねは、そういう地方財政の将来はやはり厳しいものであらう、そういうのを踏まえて、これからの地方行財政のあり方というものはやはり新しい観点で考えていかなければならない時期が到来をしておると私どもも考えます。

そこで、地方の実情は、私はやはり時代とともに大きく動いておると思います。いろいろな財政需要にしましても何がしかの変化は起こっておりまして、地方の住民の生活、そういうものにもや

うこともございます。また、地方行政の中には文化的な面も非常に取り入れられるような時代が来

ておりまして、地方は実にいま大きく動いておると私は思うのでございまして、そういう新しい事業に対して地方財政の確立を図っていくという

のは、当面大變大事な問題であろうと私は思います。ただ、何と、まして、地方財政は國の財

政との関連も大いにあるわけでございまして、そ

うという関連あるいは整合性といいますが、そういうものも考えながらこれからのそうした問題と取

○石田(幸)委員　なおいろいろそこら辺について

のお話も申し上げたいわけでございますけれども、限られた時間でございますから、具体的な問題に少し入ってまいりたいと思うわけでございます。

成長率の問題でございすけれども、五十七年度の当初予算においては五・二％というふうなことで、補正予算の段階において三・四というふうな下方修正をされたわけでございすけれども、この下方修正についても、いわゆる民間の研究機関は二・五％前後というような推測をいたしておるわけでございまして、三・四というのはかなり無理があるのではないかというふうに思われるわけですね。

ですから、二つある。一つは、下方修正のままで行つた場合は問題がないという点。それからもう一点は、下方修正が当たらなかつた、なお下がつてしまつたというようになる場合は、十分分というよりは十二分にもう想定をされるわけ

ですけれども、そういうことによってさらに減収が明らかになった場合には、一体どんな措置をとられるのか、こちら辺について明かしていただきたいと思っています。

○山本國務大臣 この成長率の問題は、今回三・四と修正をしたわけですが、これについては政府側として、経済企画庁は今回の三・四は

自信を持つてとにかく実現できる、こういうふう
に言っておるわけでございます。そのためには、
今回の補正予算にも出ております総合経済対策と

かゝることを早急に実施をしていかなければならぬ、し

という事態になっておると思います。いままでは

企画庁が考えました成長率は、本当のところ何回か修正をされておりますが、今回の下方修正は、

いろいろな経済指標を考えてこれは実現できるも

第一類第二号 地方行政委員会議錄第二号 昭和五十七年十二月二十三日

—

おる次第でございます。

○石田(幸)委員 大臣にお願いをしたいわけでございますが、これはなかなかむずかしい問題ではあるけれども、いまも御答弁がありましたように、税源を新たに見出す以外にないわけでございます。まして、ぜひともひとつ大臣のときに、長期展望を含めて、芽を出されるように御努力をいただきたいと思ひます。これはもう御答弁結構でございます。——どうぞ。

○山本國務大臣 いま御議論がありました、いまの日本の国税と地方税との関連というのか税全体の中で、国税が三分の二で地方税が三分の一だ、そうして国税の中からまたその半分が地方に返ってくる、こういう形。その間に調整作用が行われる。各地方公共団体間の調整が行われる。私は、このシステムはそう捨てたものではない、こう思っております。

そこで、やはりどう考えましても、交付税という制度は、これはどうしても国と関連がございます。国の、特に所得税、法人税という国税の大宗を占めるものとの関連において地方の財源が考えられていくこと。また、地方税にいたしましても、国税との関連がございます。これは、たとえば住民税はすべて個人の所得あるいは法人の所得というものによる、事業税にしましては法人税と関係があるということで、国税との関連はどうしても抜けないということでございます。

そういう中で、私は、国の方が中期的な財政展望というものをどういうふうにおつくりになるのか、それとの整合性をよく考えながらやっていかなければならない。簡単な例が、たとえばいま国税で直間比率のことが言われております。直間比率のことが言われておりますが、じゃあ、これを直税から間接税にある程度ウェイトを移すということならば、いまの交付税の制度、システムというものも考え直していかなければならないのじゃないかという問題もあると私は存じますので、何とか国のそういう中期展望と符節を合せて地方の財政の中期展望というものをぜひ考えてみたい

な、これは大変むずかしい問題でいろいろな難点がございますが、何とかそういう問題と取り組んでみたい、こう思っております。——どうぞ。

○石田(幸)委員 全然別の問題に移るのですけれども、給与問題について自治省としてのいろいろ指導していらっしゃると思うのですが、今回の人勧がらみの問題、政府の方針、なかなか厳しきところに来て、どちらとも言えぬような状況かと思うのです。

これはなお努力をしてもならなければなりませんけれども、この法案が通ると仮定をいたしますと、非交付団体との間において、要するに給料面において大変大きな較差がでると思われまします。非交付団体の場合は、なかなか財政的にも豊かであるというので、いろいろな措置を考えるのじやないかということも言われておりますし、あるいはまた、地方公務員といえども、いろいろな問題を勘案しつつ、これは交渉によって成立する仕組みになっておるわけですから、必ずしも政府のベースのようにはいかない。それに近いものであったとしても、それをオーバーするかもしれない。

そうすると、それに対する制裁措置がとられるということ、しばしばそれが議論になりながら、しかし、一たん交付税として渡してしまえば、それに色がついていくわけじやないからというように、そこで、そこら辺が常に不鮮明になりながら来ているわけでございますけれども、そういうような問題はもう少しきちんとした形で整理できるような状況に入っていないかといけないうじやないかと私は思うのです。

そういう問題で、たとえば政府の指導よりも一〇、一〇ふえたとしても、それに対する制裁措置はしてはならないのが法のたてまえなわけですから、それを厳守する意味において何か方法がないのか、お伺いしたいと思ひます。

○石原政府委員 政府が今回国家公務員の給与改定の見送りを決めた背景は、御案内のように、国、地方を通じますところの最近の深刻な財政事

情あるいは行政改革の推進、こういったことから公務員に率先して協力していただきたい、こういう趣旨でこの方針を決めたわけでありまして、私どもは、地方公務員につきましても国家公務員と同様の措置をとっていただくように、地方団体に要請しているわけでありまして。

ところで、ただいま御指摘の点でございますが、私も、今日の地方財政の状況は、地方交付税の交付を受ける団体のみならず、地方交付税の交付を受けないいわゆる不交付団体におきましても、法人関係税を中心とする税収の大幅な減というふうなことから、財政運営は大変厳しい状況にあると思ひます。したがって、今回の地方交付税における給与改善費の削減と同様な趣旨で、不交付団体におきましても財政の状況を厳しくなっているわけでありまして、同様の対応をしていただきたい、このように考えているところであります。

ところで、給与改定の実施に際して制裁というふうなお話ございましたが、私も、特に制裁というふうなことを考えているわけではございません。ただ、給与改定が全体として見送らざるを得ないような状況の中でこれをあえて行うというふうな団体は、結果としてそれだけ財政的なゆとりがあると判断せざるを得ない、私どもは地方財政制度のいろいろな運営の中でそのような判定をせざるを得ない、そういう頭で制度の運営を図らざるを得ない、このように考えております。そういうことにならないように、すべての団体が、今回、国の措置に準ずる取り扱いをしていただくようにお願いしているところでございます。

○石田(幸)委員 どうも、そういうように多少でも多く出すと、地方財政が豊かな団体であると思はれるということについて、私は大変疑問を持つわけでございますけれども、そのことは別にしないで、さらに具体的ににお伺いをしたいわけ

です。三公社五現業の職員の給与に關して仲裁裁定の実施が決まったわけですが、自治省は十六

日に、地方自治体の交通、水道部門に働く地方公営企業の職員について、一般公務員と同様に給与改定は見送るべきだという見解を明らかにしたという新聞報道がなされております。これが事実かどうか。もし事実だとすれば、これは地方公営企業労働関係法第七条との関係、これは給与の問題ですから純粹に労働協約事項というふうに労働関係法で定められているわけですが、こういう法律を破りなさいという指導をまさか自治省でなさろうとは思われないのだけれども、こころの隅の隅に御答弁をいただきたい。

○坂政府委員 お答え申し上げます。

新聞報道の件でございますが、改めてそういう指導をしたんでございませんで、九月二十四日の国家公務員の給与の改定見送りでございますが、あれに基づきまして地方公務員についても給与の改定の見送りをするようにと自治事務次官通達で指導中でございますが、地方公務員の給与改定につきましては国家公務員に準じてやっていたきたいという、その地方公務員の中には公営企業職員も当然含んでおられるのは指導しておるわけでございます。

その理由と申しますのは、現在、国家公務員の給与についてこのような措置がとられて改定が見送られましたのは、「国民的課題である行政財政改革を担う公務員が率先してこれに協力する姿勢を示す必要がある」ということでございまして、これは一般の地方公務員であっても、また企業職員であつても全く同じような状態に置かれるということ、それから、企業職員の給与は労働協約によって具体的に決まるわけでございますが、その給与を決める基準というものはやはり地方公営企業法の方で規定されているわけでございます。いろいろございまして、地方公務員一般の場合と同じように、国、地方の公務員との均衡を保つ、そういうような原則になっているわけでございます。したがって、われわれといたしましては、企業職員の給与は当該団体の一般の職員の給与の取り扱いと合わせるようにするのが一番実情に合う

ということ、実際はもうほとんどそういうふうになつてゐるわけですが、そこでそのように企業職員であらうと一般の職員であらうと、地方公務員についても国の公務員の取り扱いに準じてほしいということをお願いしているわけでございます。

ただいま御質問の終わりの方にごさしました、企業職員につきましては労働協約によつて決まるのではなからうか、それに対して自治省がそういうことを言うのは、要するに干渉しておると申しますか、そういうふうな感じだつたと思ひますが、もちろん自治省といたしましては、法律上認められておりますという団体交渉権等に口出しをする、そういうふうなつもりはございませんが、われわれの意図してありますところは、要するに、地方公営企業の労使双方がそういう協約を結んだら交渉のわけでございますが、その労使双方が、この自治事務官通達で述べておりますような現下の諸情勢をよく勘案していただいて、そして、給与改定の問題につきましては先ほど申し上げました給与決定の原則を踏まえて適切に対応していただきたい、そういうことを期待しているということでございます。

○石田(幸)委員 もうそろそろ最後にしますが、大臣、いまお聞き及びのとおりでございますが、労使の間で交渉があつて、国家公務員ベースを基準にして、それを多少なりともオーバーしたときには、そのオーバーの額にもよるでしょうけれども、やはり地方自治体は財政的に豊かであるというので、制裁措置とは言わぬけれども、それなりの指導をしなければいかぬとおっしゃっているし、片や労使協定なんだから現実的にはわれわれはタッチできないと言つたのですが、これはいつも繰り返されてゐる問題なんです。だから、そういうふうな地方自治体の権限で決める。当然、国家公務員のベース、あるいは地方公営企業の職員の場合であれば地方公務員のそれぞれの自治体の状況というのを勘案して決めるわけですが、多少のこぼこは出てくるわけですよ。そ

のでこぼこの幅を自治省としてはやはりある程度基準をつくつて認めなければならぬのじゃないかと思ふのです。こゝろの考え方についてひとつ御答弁いただいて、終わります。

○山本國務大臣 公務員の場合は、国家公務員も地方公務員も、公務員という本質には変わりはない。そこで、給与問題になつてきますと、やはりひとつ地方公務員も国の給与準則に準じてやつてほしい、これは一つの原則であらうと思ふのです。そこで、いまお話しのように、余裕のあるところはやつてもいいじゃないかという御議論も確かにあります。

ただ、制裁とか何とかという言葉がよく使われますけれども、私は部内にも、制裁なんというふうなことをやつていくつもりはさらさらないので、制裁という言葉は少なうも使つてはならないのではありませんか、こう言つておるわけですか。それは、交付税全体のパイが決まつておるわけですから、そのパイを各地方公共団体の財政状況に応じていかに公平に配分できるかというのが自治省の使命だと私は思つてゐるのです。そこで、全体で決まつていてパイを財政の厳しいところにはなるべくよくい援助をする、しかし、豊かであれば多少がまんをしていただいて、全体の地方公共団体でひとつづつ合おうという精神に立つていただきたいなという考えからいふとお話のような問題をスタートをさせてやつておるのだ、私はこういうことだと存じておりますので、そういう点でひとつ御理解を賜りたいと思つております。

○石田(幸)委員 これで終わりますが、いづれにしても、地方交付税の減額をめぐつて各地方自治体は大変な困窮ぶりであらう、こういうふうな思ふわけでございます。その最大のポイントになつたのは、やはり経済成長率の見込みの問題、こういうふうな思ふざるを得ないわけで、しかもこれから五十八年度、五十九年度というふうに行政を進めていく上において、景気が回復してくる見込みというのはそうない。したがつて、経済成長率の見通しということ、そこら辺の見方につい

ては、経企庁にもひとつ十分注文をつけておいていただいて、厳しい上にも厳しくしていただかなければ、また来年において補正予算を組まなければならぬということになります。それだけ地方財政の借金財政が拡大するわけでございますから、特にこの点は自治省からもひとつ十分厳しく注文をつけていただきたことを希望して、一応質問を終わりたいと思ひます。

○中山委員長 青山丘君。

○青山委員 限られた時間ですので、急いで質問させていたしたいと思います。

昭和五十七年度の当初予算を審議いたしてまいりましたが、このときに、本年度の地方財政が八年ぶりで収支の均衡を回復していくということ、財源不足がゼロになつていくということに對して、私も果たしてこれが現実かと思つてゐるもの、かどうかに對して若干の問題点を指摘してきたくて、そして、経済の実態とは大幅にかけ離れた経済成長率を前提とした税収を見込んできつておられる、こういうことについて、やがて必ず大幅な歳入欠陥が生じるのではないかと心配をして、指摘もしてまいりました。現実にはこうして三兆円近い地方財源の不足を来してしまつた。もうすでに地方財政というものが相当厳しい状態になつてきていて、多額の借金を背負つてゐる状況、さらに政府は、今回借金の乗せをされるということになるわけですね。

そこで、できるだけ簡潔に御答弁がいただきたい。五十七年度の経済成長見通し、これに過大の見通しがあつたのではないかと申すのですが、自治大臣としての御見解はいかがでしょう。

○山本國務大臣 成長率は、確かに当初見込みから下方修正しなければならぬということになつて、三・四となり、とにかく三・四を維持するたためにお願いをしてゐる総合経済対策をひとつづつやらしていただきた、こういうことに相なつておるかと思ひます。

○青山委員 私どもは、経済成長に過大の見込みがあつた、自治大臣も若干その点はお認めのようだと受けとめております。したがつて、そうい

うことから今年度の予算編成及び地方財政計画の策定において粉飾税収があつたのではないかと見ておるのですが、その点の御見解は大臣、いかがでしょう。

○山本國務大臣 よく粉飾決算なんて出ますけれども、そういう意味での粉飾というものはさらさらなかつた。要するに、ただいま仰せられたような国の税収をはじく場合に、従来は経済成長率に税の弾性値を掛けて簡単に税収は出たものです。しかし、今日はなかなかそうはいかない。税はそれぞれの税目について細かく計算をするということではなからうか、世界的な経済状況の悪化というものを主因といたしまして、先ほど仰せられたような経済成長率が下方修正をせざるを得ない状態となり、それが税収に大きく響いてきた、国税の収入に響いた結果、地方財政にも大きく影響が来た、こういうことが実情ではなかつたかと思ふのでございます。

○青山委員 大臣としては、粉飾という言葉については若干疑問を明示しようですが、言葉はいろいろあるわけですが、しかし、経済見通しにおいて過大の見通しがあつた、地方財政計画においてもその点で税収の過大算定がなされてゐた、そしてこういう事態がやがて来た、その辺の責任を痛感していただかないといけないのではないかと見通しを誤つた、そこでしやあしやあと聞き直つておつていただきた、次は手はこうだということではなくて、これは地方財政にとつては、地方財政の運営の指標として地方財政計画なるものを見てきておるのですから、そういう点からすれば、その辺の見通しを誤つてきたという点での責任を痛感していただきたと思ふのです。いかがでしょう。

○山本國務大臣 地方財政が厳しい現状になつたということについては、これはまことに国の全体の経済の状況、国全体の財政の影響というものが当然に地方財政に來たわけでございますが、まことにその辺はやむを得ないものがあつたと私は思

○青山委員　政府の税収見積もりよりは、すでに

○関根政府委員 御指摘をいただきましたよう

第一類第二号 地方行政委員会義録第三号 四

しかし、御指摘がありましたように、確かに私

○青山委員　いまお話があつたように、都道府県

そこで、今回の補正等による減額措置後の税収

○関根政府委員 地方税につきましては、年度途

和五十七年十二月二十三日

ただし、だからといって私どもは、完全に

○青山委員　そういう御答弁であらうということ

そこで、減収補てん債は、それぞれの地方団体

○石原政府委員 地方税の減収補てん債の許可に

れから地方交付税の計算の基礎となりましたそれ

100

○青山委員 地方交付税の減額についてちよつと

そこで、交付税交付金九兆三千三百億円のうち

発足した昭和二十九年度以降今日まで、すでに決

五.

で、交付税の補てん対象から除外すること
が政府としての方針の一貫性という意味から必要
ではないか。さらに、今回は老人保健法の実施期
日、当初の十月一日から年明けの二月一日まで
おくれの交付税であり、現在の地方交付税の
積算におきましては、十月一日から施行される
という前提で必要な経費が積算されております。
これも当然今年度としては不問となる額、交付団体
ベースで三百三十三億円を補てん対象から除外す
ることがむしろ正しいんじゃないか。そのほか、
国に準じて既定経費の節減等を全く国と同じよう
な手法で見込むことが適切ではないか、こういう
考え方のもとに、言わねば補てん対象から交付
団体ベースで千五百二十四億円を減額したわけ
であります。

このようなことを今後の先例とするのかしない
のかというお尋ねであります。今回、交付税が
巨額の減額になった、それを今日非常に厳しい財
政状況の中で補てんするわけでありまして、補
てんに当たって、国の予算との整合性等から、当
然財政需要の減少要因としてカウントできるもの
は減額する。このような状況のもとではこういう
取り扱いとせざるを得ないんじゃないかと思いま
す。

ただ、そのときの財政状況あるいは金額の程
度、これによって扱いは変わると思いますが。望ま
しい姿としては、少々の金額であるならば、すで
に決定した交付税は変えない方が望ましい、この
ように考えておりますけれども、今年度の場合
は、以上申し上げたような事情から、千五百二十
四億円を減額して残余を補てんする、このような
扱いといたした次第でございます。

○青山委員 過去、年度途中の国税の減収に伴
う交付税の減額というのは、落ち込みということ
は、ほとんど資金運用部からの借り入れで完全に
補てんされてきた。ところが今回は、たとえ千五
百二十四億円とはいっても減額をしていくと、将
来いろいろな形でかえって自治者が困るような事
態に私はなってくるような気がするのです。これ
はやるべきではなかったと思う。

それから、借入金金の元利償還方法について
けれども、元金は国、地方折半、利子は国庫負
担、こういう形でこれまで償還方法として決着を
見てきたわけですが。ところが、全額地方が負担を
してほしいという要求を出してきた大蔵省、全額
国庫負担を主張してきた自治省、その自治省と大
蔵省の対立について、時の大蔵大臣が次のよう
に述べています。五十八年度予算で検討したい、
こう述べておられるのですが、現行の償還方法は今回
限りの意向と見ていかなければならないのかどう
か、自治省の受けとめ方、ひとつここではつきり
示していただきたいと思えます。

○石原政府委員 交付税特別会計におきまして借
り入れた額の返還について、ただいまお示しのよ
うに償還元金の二分の一と、それから借入金にか
かる利子の全額を国の一般会計が負担する、この
ようなルールが昭和五十三年度の改正の際にでき
まして、その後このルールがずっと適用されてき
ているわけでありまして。

五十七年度の補正による借入金金の償還の扱いに
つきまして、その折衝の過程では、国の財政状況
が五十三年度当時と比べて格段に悪化しているとい
うふうな事情から、この方式を見直すことができ
ないかというふうな議論があったことは事実であ
ります。しかし、このような交付税制度の基本に
かかるような問題を補正の段階で取り上げるこ
とは承服できないと私も考えまして、最終的
には補正予算につきましては従来の方式で処理す
る、このようになつたわけでありまして。

ただ、その際に、ただいまお話しのように、大
蔵大臣からは、五十八年度の予算編成の際にはこ
の問題を再検討していただきたい、そういう問題
を提起したい、こういうお話があったことは事実
であります。そこで、五十八年度の予算編成に当
たりまして、この交付税特別会計の償還費の取り
扱いについて大蔵省当局がこれを見直したい、国
の今日の財政状況のもとで見直したいという意向
を持つておられることは事実であります。私もそ
れは承知しております。

今後、五十八年度の予算編成の作業の中でこれ
は論議されることになると思いますが、自治省と
いたしましては、この方式は地方交付税制度の持
つ財源保障機能というものを全うするために必要
不可欠の制度でありまして、私どもとしては、こ
の枠組みは基本的に維持されるべきである、この
ように考えており、そういう考え方のもとに五
十八年度の予算編成作業に向かつてまいりたい、
このように考えております。

○青山委員 なし崩しでいろいろなことで得てき
た権利というものをだんだんと狭めていくこと
は、自治省としても重大なことでありまして、
地方団体の円滑な財政運営のためにも、しっかり
踏ん張るところは踏ん張ってほしいと思えます。

そこで、時間がなくて早く逃げ急げということ
で先へ進みますが、地方は五十七年度当初におい
て、地方交付税財源の中から減額留保分という形
で一千三百三十五億円を国に貸し付けております
ね。あのことも、当初審議した中で妙なやり方だ
と言ってきたのですが、今回、交付税の借り入れ
という措置をとられるのならば、さきに国に貸し
た減額留保分をまず返還させるべきではないか、
それが交付税の借入金の額を少しでも少なくして
いく努力になっていくのではないか、それが一番
妥当な筋道だと思ふ。こんな金ばかり貸したも
のだから、地方財政は均衡がとれておるなどとい
うような間違ったスタートを切ってしまったわけ
です。これは重大なことなんです。減額留保分を
まず返還させるべきだったと思う。なぜやらな
かったのでしょうか。

○石原政府委員 今年度の当初の段階で地方財
政全体の収支を見たところ、均衡がとれるという
ことで、将来の地方財政の健全性の確保に資する
という意味合いから、千三百三十五億円の地方交付
税を減額留保したわけでありまして。この分につ
きましては、御案内のように、昭和五十九年度、六
十年度、六十一年度、三カ年度にわたって三分の
一ずつ返還していただく、こういうことになって
おります。

そこで、補正の段階で地方財源の不足を生ず
る、交付税の減収を生ずるということになりまし
たので、御指摘のように貸したものをまず返して
もらうのが筋じゃないか、こういう議論を私も
もたしました。いたしましては、国庫の方では千
百三十五億円につきましては、国庫の方ではそれ
を前提にして全体の収支が組み立てられておる、
この段階でこれを全部やりかえるというのは大変
である。そこで、この段階では、その問題を含め
て減収を生ずる額の必要額については交付税会計
で借り入れをして、その償還費については二分の
一を将来負担する、利子は全額負担、このルール
で今回は対処してもらいたい、もちろんその千
百三十五億円は将来全額地方に返ってくるわけであ
りますが、五十七年度の財政運営についてはこの
借入金による対応でも具体的な支障はないという
わけでありまして、確かに御指摘のような
議論があったのですが、何分にも国庫の方でこれ
を前提にしてすべてが組み立てられておる、こ
ういふ状況のもとで、私もこの点については、
その分だけいけば交付税会計の借り入れをやす
いというところで対処することにいたしました次第でござ
います。

○青山委員 国庫のそれが前提であつたでしょう
けれども、地方財政が九兆三千三百億円の交
付税総額が前提で進められていたわけですから、
こういう形で一つ一つ譲歩していくということ
は、将来自治省自身が悔やむことになっていくん
ではないかと私は思います。
委員長のお許しをいただいて、さらに質問させ
ていただきたいと思います。まだ重要な質問が
二、三残っていますので、ひとつぜひお願いした
いと思ひます。これでもういぶん急いでやってい
るんです。

年度途中に三兆円近い巨額の財源不足を生じる
ということに対して、地方交付税率の引き上げは
要求できなかったのでしょうか。五十五年、五十
六年は要求しております。五十七年度は地方財政
収支が均衡した、余ったから貸した、あるいは財

源不足がゼロだった、こういうことで、結局地方交付税法第六條の第三項の要件には該当しないというところで、自治大臣からも、昨年のちょうどいまごろでしたけれども、大蔵大臣との折衝の中で交付税率の引き上げの問題は出されておりました。しかし、結果的にはこうして三兆円近い財源不足を来しております。したがって、この事態は当然第六條の第三項の要件を十分に満たしておると考えるべきだと思います。

ことし財政収支が均衡したというのは、結局これはまさに夢のごとくという感じがですね。まさに一瞬喜んだだけ。地方財政はようやく長いトンネルを抜け出したと思った。思った途端暗いトンネルへまた突入、こういうことですよ。したがって、この事態を見てまいりますと、今回当然交付税率の引き上げを要求すべきであったと思う。それがなされたのかどうか、なされなかったとしたらなぜか、聞かしていただきたい。

○石原政府委員 五十七年度につきましては、確かに、当初の段階では収支が均衡する見通しでありましたので、地方交付税法第六條の第三項の規定に該当する事柄ではない、このように私も考えた次第でございます。しかし、結果的には地方収支の大幅な減あるいは地方交付税の減額、こういったことからいまして、五十七年度も交付税法第六條の第三項のケースに該当する事態になった、このことは私もそのように考えております。

【委員長退席、宮下委員長代理着席】
しからば、そのような事態になったのになぜ地方交付税率の引き上げを要求しなかったのか、あるいはしたのかしないのかというお尋ねでございますが、要求はいたしませんでした。

交付税率の引き上げということは、現在の六八対三二というこの国税三税の国と地方の税源配分割合を変更するということであります。国と地方の税源の配分について大きな変更を行う、こういう問題でございますから、補正の段階でこれを取り上げることはいかなるものか、このような考え

方のもとに、今回は当面の減収補てん措置を講ずるというところで、交付税率の引き上げは要求いたしておりません。このような問題は、本来的に年度の初めにおいて、あるいは将来を見通して議論すべきもの、このような考えに立っているものでございませう。

○青山委員 それならば、来年度の地方財政計画策定の時期に來ているわけですから、来年度も相当な財源不足があるであろうという見通しをもうすでにいろいろな形でされておられるわけですが、どれくらい不足が出てくると考えておられるのか、地方交付税率の引き上げについてどう対処するのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○山本國務大臣 確かに申し上げるように、地方財政はいろいろの問題を抱えております。地方財政が大変厳しくなってきたということも確かです。これから地方財政の改善策をいろいろ考えていかなければならないということは明瞭でございます。ただその場合に、どこまでもやはり国との関連があるわけでありまして、国の財政というもののにらみ合ひの形に当然なつてまいります。

一方、しからば国はどんな状況かと言へば、これは御存じのように何と六兆一千億円の赤字を出し、皆様方が非常な関心を持っておられる、われわれも何とかしたいと思つた公務員のベースアップもできないというふうなことになるておりまして、その間にいよいよ五十八年度予算編成がいま行われようとしておられるわけでございます。その場合に私も、いまお話しした趣旨をよく体しまして、あと限りの地方財政の改善にひとつ今後とも努力をしていきたい、かように考えております。

○青山委員 地方交付税率の引き上げを要求されるのかどうか、その辺、大臣、お答えになつたおつもりなのかわかりませんが、私は答弁をいたしたいとおもひますが、いかがでしょう。

○山本國務大臣 これは先ほど御指摘になつた、たしか六條の三です。かの中に、一つの制度の改

革、それから率の引き上げというものを考えるべきだという条件があるわけでございますが、そういう条件もはば現在の状況は満たしておるようにも思ひます。したがって、私どもとしてはおつしやる筋をひとつよく頭にたたき込みまして今後に処していきたい、かように考えております。

○青山委員 質問を終わります。
【宮下委員長代理退席、委員長着席】
○中山委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中山委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。宮下創平君。

○宮下委員 私は、自由民主党を代表し、内閣提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の意見を表明するものであります。

今回、内閣から提出された地方交付税法等の一部を改正する法律案は、第一に昭和五十七年度の地方財政補正措置をその内容とする地方交付税の総額の特例、第二に単位費用の改正、第三に昭和五十七年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることをその内容とするものであります。

第一の地方交付税の総額の特例措置につきましては、今回の補正予算において、国税三税が大幅に減額補正されることとなり、これに伴ひ地方交付税についても、当初予算計上額に対して一兆六千九百五十六億八千万円に上る巨額の落ち込みを生ずることとなつたところであります。そこで、これを補てんするに当たっては、公務員の給与の改定が見送られることとされたこと、老人保健法の施行延期により、地方負担額の減少が見込まれること等の事情による財政需要の減千五百二十四億円を除いた残りの一兆五千四百三十二億八千万円については交付税及び譲与税配付金特別会計借入金を増額し、その所要額を確保することとしたものであります。

また、当該借入額については、後年度における償還額の二分の一に相当する額を臨時地方特別交付金として一般会計から交代税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることにより、将来の地方財政の運営に支障のないように配慮しておるところであります。

第二の単位費用の改正は、先に述べた財政需要の減少を基準財政需要額に反映させるため、行うものであります。

第三の昭和五十七年度分として交付すべき普通交付税及び特別交付税の総額の特例を設けたのは、今回の地方交付税の減額はすべて普通交付税について行うこととしていたためであります。

自由民主党としては、これらの措置を内容とする内閣提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案は、昭和五十七年度における地方交付税の所要額を確保し、後年度における地方交付税の総額の確保にも資する適切なものであると認められるので、同法律案に賛成するものであります。

以上をもちまして、内閣提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の意見を表明を終わります。（拍手）

○中山委員長 草野野君。

○草野委員 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました内閣提出に係る地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行うものであります。

以下、反対理由の要点を申し述べます。
まず、税収不足の原因となりました経済見通し及び景気対策についてであります。

本年度の国の一般会計は六兆五千億円の税の減収を生じ、これに伴つて地方財政も、交付税が一兆七千億円、地方税が一兆二千億円、合計二兆九千億円の膨大な財政の落ち込みが明らかになりました。これは、五十七年度当初予算編成の際の経済見通しを、政府は実質五・二％、名目八・四％と見込んでいたものであります。五十六年度の経済状況から見ても明らかに高過ぎた数値

であり、この点についてもわれわれも指摘をして
いたところでもあります。

しかも、五十七年度の経済成長は輸出に期待で
きず、これを支えるためには内需の拡大がその柱
とされたのでありますが、この拡大を図るため
に、所得税、住民税の減税などによる可処分所得
の増大や公共事業の拡大が不可欠であります。が、
所得税、住民税減税は見送られ、また公共事業の
予算も三年間据え置きという措置をとってきたの
であります。この結果、内需の拡大どころか、失
業率は増大し、国民経済が深刻な事態に立ち至っ
ております。

こうした点からも、景気の停滞及びこれに伴う
税収不足の原因は、経済見通しの誤りと経済政策
の失敗によるもので、その責任は政府が負うべき
であります。

その上、現在緊急を迫られている景気対策を盛
り込んだ今回の補正予算は、かぎりを見せつけた
個人消費を刺激するための減税を見送るととも
に、公共事業に至っては、一般公共事業を全額償
務負担行為で措置するという、いまだかつてない
施策に終始しているものであります。これらは地元
負担の増大を招くとともに、事業の執行に重大な
支障を来すことになりかねず、今後の経済や財政
がさらに落ち込むのではないかと憂慮にたえない
ものであります。

これが反対理由の第一であります。
次に、今回の交付税法改正案に対する問題点に
ついて申し述べます。

今回の交付税法改正案によると、国税三税の減
収に伴う交付税額の減収一兆七千億円のうち一千
五百二十四億円を減額し、残りの一兆五千四百億
円余については、交付税会計が借金することとし
ております。

地方財政は、五十年以降毎年大幅な財源不足が
続いておりますが、これに対する措置として、政
府は交付税会計の借金と地方債により帳じりを合
わせてきましたが、今回も全く同様の措置をとろ
うとしております。このために、地方財政の借金

は、交付税特別会計の借入金と地方債を合わせて
すでに五十兆円にも達しておりますが、この膨大
な借金は、今後の地方財政にとって大きな負担に
なっております。

しかも、今回の改正案では、地方財政始まって
以来の交付税総額の減額を行っております。住民
生活に密着した行政を行う地方自治体にとって、
このような交付税の減額は住民生活に重大な影響
を及ぼすことは明らかであるとともに、このよう
な措置は、地方財政の保障という地方財政計画の
役割りを果たし得なくなるとともに、地方団体の
財政運営を制約し、自主性を損なうものであり、
強く反対するものです。

また、今回の交付税法改正案による交付税の減
額の要因となっている公務員給与の引き上げ見送
りは、労働基本権が制約されている公務員に対し
て不当なしわ寄せを強いる結果となり、強く反対
するものであります。

なお、一言申し述べたいことは、五十八年度の
地方財政対策についてであります。

最近の政府の経済財政政策の失敗により五十九
年度赤字国債発行が事実上不可能になったことな
どにより、現在、交付税会計の借入金に対する利
子分については全額国庫負担、元金は二分の一の
庫負担となっているものについて、今後見直しを
行い、地方財政への負担増を求める声があるやに
聞いておりますが、交付税法第六条の三第二項の
趣旨に照らし、交付税の引き上げを行うことを強
く要求するものであります。

なお、最後に、本日の委員会質疑がはなはだ残
念な形で行われたことは、人勸実施に絡み、政
府・自民党が明確に実施に踏み切らなかったこと
に端を発したことであり、これはきわめて遺憾
なことであり、今後、実施に向かって最大限の
努力をするべきであると思っております。

以上を申し述べて、討論といたします。(拍手)

○中山委員長 部谷孝之君。
○部谷委員 私、民社党・国民連合を代表し
て、ただいま議題となっております地方交付税法

等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場か
ら討論を行うものであります。

反対の第一点は、経済成長の過大見通し及び税
収の過大見積りについての政府の責任について
であります。

昭和五十七年度当初予算を審議した際、本年度
の地方財政が八年度より収支の均衡を回復し、財
源不足がゼロとなっていることに対して、わが党
は、果たしてこれは現実に即したものであろうか
について問題点を指摘いたしました。そして、経済
の実態とは大幅にかけ離れた経済成長率を前提と
して税収を過大に見積もっている事実につき、必
ずや歳入不足が生じるであろうと予測したわけ
であります。その予測にたがわず、今日、実に約三
兆円にも上る巨額の財源不足を生じるに至ったわ
けであります。

今回の地方財政の補正措置は、多額の借金を背
負った地方財政にさらに上積み強いいること
となり、将来の財政構造に多大なる悪影響を政府
みずから与えようとするものであります。政府の
責任はきわめて重大であると言わなければなら
ません。

反対の第二点は、地方交付税交付金の減額措置
についてであります。

今回、一千五百二十四億円とはいえ、年度途中
で地方交付税が減額されるということは、昭和二
十九年に地方交付税制度が創設されて以来の異例
の事態であります。この地方交付税の減額措置
は、直ちに取やめるべきであります。

その理由は、第一に、五十七年度の地方財政計
画は、交付税交付金九兆九千三百億円の前提とし
て策定されており、そのうちの普通交付税につい
ては、すでに八月末に団体別の配分額が決定して
おります。したがって、その総額を減額すること
は、地方団体の財政運営上著しい支障を来し、混
乱を生じさせるからであります。

第二は、過去、年度途中の国税減収に伴う交付
税の落ち込み分については、借り入れ等で完全に
補てんされてまいりました。

さらに第三は、今年度の予算編成または地方財
政計画で、粉飾税収を行った責任が国にあること
であります。

今回の地方財政補正措置によって地方団体の借
金は約三兆円増の約五十二兆円となり、大幅に増
加することになります。

反対の第三点は、五十七年度当初において減額
留保した千三百三十五億円の取り扱いについてで
あります。

御承知のように、五十七年度当初において千百
三十五億円を国に貸し付けております。交付税借
入金も少しも縮小させるといふ観点から、この
国に貸し付けた千三百三十五億円を直ちに返還さ
せるべきであります。

反対の第四点は、交付税率の引き上げ問題であ
ります。

五十七年度当初においては、地方財政の収支が
均衡するということから、地方交付税法第六条の
三第二項の要件に該当せず、地方交付税率の引き
上げ要求は行われなかったわけでありました。しか
しながら、年度途中にこのような巨額の財源不足
が見込まれることになれば、当然交付税率の引き
上げを要求し、その実現を図るべきであります。
にもかかわらず、政府の措置は、国家財政の赤字
脱却を急ぐの余り、当面の財政収支の均衡確保の
みに躍起になっておるだけであります。

以上が反対の理由であります。以上をもちま
して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に
ついての反対の討論を終わります。(拍手)

○中山委員長 田島衛君。

○田島委員 私は、新自由クラブ・民主連合を代
表いたしまして、ただいま議題となっております地方
交付税法等の一部改正案について、反対の立場か
ら討論をいたします。

まず、反対の理由の一つは、今回、国税三税の
大幅減収に基づく改正案でありますけれども、こ
のことは、地方交付税法の欠陥を遺憾なく露呈し
たものでありまして、かねてからわれわれが主張
していたことでありまして、それに対するいわば

びほうの、泥縄的な今回の改正措置は、どう考えても賛意を表しかねるということが一つであります。

それから第一点は、大幅減収というけれども、もともと当初予算編成のときにおいて明らかに予測されたことであり、その可能性のない税収を見込んだところに大きな理由があることを指摘せざるを得ないからであります。

三、補正予算がまだ成立していない現時点におきましては、補正予算に反対したわが新自由クラブ・民主連合としては、残念ながら、本案にも反対せざるを得ない。

以上、三つの理由をもちまして、本案の成立が必要なことについては理解を持ちながらも、残念ながら、反対をせざるを得ません。

以上です。(拍手)

○中山委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中山委員長 これより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次回は、明二十四日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、

本日は、これにて散会いたします。
午後十時十九分散会

昭和五十八年一月七日印刷

昭和五十八年一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E